

新冷媒評価委員会運営規則

平成 28 年 2 月 18 日 理事会制定

平成 28 年 4 月 22 日 理事会改定

(目的)

第 1 条

本委員会は、今後 新たに開発される冷媒ガスの加害性の区分の評価・確認を行うことを目的とする。

(業務)

第 2 条

- (1) 冷凍保安規則第 2 条第 1 項第 3 号に掲名された以外の冷媒ガスを評価対象とする。
- (2) 委員会は、不活性ガスに掲名できる条件として、次の各号に掲げる条件を満たすか否かについて評価、判定する。
 - ① ASHRAE 34 または ISO 817 の A1 または A1/A1 であること。
 - ② 一般高圧ガス保安規則でいう「不活性ガス（可燃性のものを除く）」である冷媒であること。
 - ③ 圧力が概ね 5 MPa 程度（CO₂ のように 10 MPa を超える冷媒は不可）であること。
- (3) 判定結果を書面にて申請者に通知するとともに、学会ホームページ等にて公表する。また、経済産業省高圧ガス保安室から要請があった場合には、書面の写しを経済産業省高圧ガス保安室に提出する。
- (4) 微燃性冷媒の評価、判定方法について検討する。
- (5) 委員およびオブザーバーは、委員会で得られた情報（配布資料）に関して守秘義務を負うものとする。

(組織)

第 3 条

- (1) 委員会に委員長および副委員長を置く。委員長および副委員長は会長が指名する。
- (2) 委員は委員長、副委員長を含めて 12 名とし、委員長が、冷媒の生産者（冷媒メーカー）、使用者（冷凍空調関連機器メーカー）、中立者（学術、研究機関）の 3 分野から選任し、原則として、それぞれの分野の委員数は総委員数の 1/3 とする。なお、欠員が生じた場合は、速やかに補欠委員を選任する。
- (3) 委員会は公開とする。
- (4) 経済産業省高圧ガス保安室は、オブザーバーとして委員会に出席できる。
- (5) 学会に委員会の事務局を置く。

(運営)

第 4 条

- (1) 委員会は、原則として年 2 回開催する（4 月および 10 月）。また、委員長が認めた

とき、また委員の過半数による要請があったときには開催するものとする。

- (2) 委員長は、委員会を統括する。
- (3) 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- (4) 委員会の議決は、出席委員の 2/3 以上の賛成により可決されるものとする。
- (5) 申請者の関連団体に所属する委員は、議決には参加できないものとする。
- (6) 資料は委員およびオブザーバーにのみ配布し、傍聴者には配布しない。
- (7) 傍聴者は、委員長の許可を得て、発言することができる。
- (8) 委員会での写真撮影や録音は禁ずる

(委員の任期)

第 5 条

委員の任期は、前任者の任期終了後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(申請)

第 6 条

1. 申請者

冷凍空調用冷媒の生産、輸入、販売を業としている者とする。

2. 申請書類

(1) 提出書類は、原則として日本語とする。

(2) 申請書

①申請書：様式 1

②ASHRAE34 への申請データ一覧表：様式 2

③ASHRAE34 への申請書類の写し(英語)

④ASHRAE34 に登録されたことを示す書類

⑤高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則の可燃性基準に関するデータ：様式 3

⑥安全データシート (SDS)

⑦その他、学会が指示する書類

(3) 申請者は、申請書一式を電子データおよび印刷書類にて提出する。

印刷書類の部数は、委員数、オブザーバー、事務局用として、合わせて 1 4 部とする。

但し、別途学会が指示する申請書類については、印刷書類の提出を不要とする。

3. 申請費用

申請者は、申請冷媒 1 件当たり 1 0 万円 (消費税別) の申請費用を支払うものとする。

申請差し戻し後、データを修正追加して再申請する場合の追加費用はなしとする。

4. 申請窓口

申請窓口は、学会の事務局とする。

5. 申請期限

申請期限は委員会の開催日の 1 ヶ月前とする。

(報告)

第7条

委員長または副委員長は、評価結果を理事会に報告する。

(申請書類の扱い)

第8条

事務局は、全ての申請書類を少なくとも7年間保管する。

第9条

本規則の改廃は理事会の議を経て決定する。

(附則)

- (1) この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- (2) 本委員会設置の年度に選任された委員の任期は、第5条の規定に係わらず、平成30年度の通常総会の終結の時までとする。